

上越市市民課用広告入り封筒無償提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が使用する封筒の無償提供に関し、必要な事項を定め、市の経費削減を図るとともに、地域経済の活性化及び市民生活の利便に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「封筒」とは、市民課の業務において使用する封筒で、企業等の広告が印刷されたものをいう。

2 この要綱において「無償提供者」とは、封筒に広告を掲載する企業等（以下「広告主」という。）の募集、封筒製作に係る全ての作業及び在庫管理その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の業務を行い、広告入り封筒を無償提供する事業者をいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これに類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、封筒の掲載広告として市長が適当でないと認めるもの

(封筒の規格等)

第4条 無償提供者が提供する封筒の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、角形2号及び長形3号とする。
- (2) 広告掲載の範囲は、角形2号にあつては封筒の表面及び裏面の総面積の2分の1以下、長形3号にあつては裏面全面とし、広告面以外のスペースには、市長が指定する市政情報を掲載すること。

(封筒の使用場所及び使用期間)

第5条 無償提供を受けた封筒の使用場所及び使用期間は、募集要項で定めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第6条 無償提供者の募集については、市ホームページで行うものとする。

2 募集期間、提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項で定める。

(無償提供者の申込み)

第7条 無償提供者になろうとする事業者は、募集要項に基づき上越市市民課用広告入り封筒無償提供申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

（無償提供者の選定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、無償提供者を選定するものとする。この場合において、複数の事業者から申込みがあったときは、次条第1項に規定する選定委員会で1事業者を選定するものとする。

（選定委員会）

第9条 無償提供者を選定するため、上越市広告入り封筒無償提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民課係長
- (2) 南出張所長
- (3) 北出張所長
- (4) 浦川原区総合事務所市民生活・福祉グループ長
- (5) 柿崎区総合事務所市民生活・福祉グループ長
- (6) 板倉区総合事務所市民生活・福祉グループ長

3 選定委員会の会議は、必要に応じて開催する。ただし、緊急を要する場合のほか、会議の開催を要しないと認められる場合は、書類を回付することで会議に代えることができる。

4 無償提供者の選定に当たっては、選定委員会が書類審査を行い、上越市市民課用広告入り封筒の無償提供者選定基準（別表）により選定する。

5 無償提供者選定基準による合計点数の最高点が2者以上あるときは、くじを引かせて無償提供事業者を決定する。この場合において、くじを引かない事業者があるときは、これに代えて、当該事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

6 無償提供者の決定後、申込事業者に対して第2号様式又は第3号様式により選考結果を通知するものとする。

（協定の締結）

第10条 市長は、選定した無償提供者と封筒の製作及び無償提供に関して、協定書（第4号様式）を取り交わすものとする。

（製作上の注意事項）

第11条 無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しな

ればならない。

- 2 無償提供者は、上越市市民課用広告入り封筒広告主・広告内容承認（変更承認）申請書（第5号様式）により、広告掲載について市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、広告内容を審査し、広告主・広告内容承認（変更承認）審査結果通知書（第6号様式）により掲載の可否を通知するものとする。
- 3 無償提供者は、広告に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。
- 4 無償提供者は、広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市長に報告し、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供しなければならない。
- 5 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において封筒を提供しなければならない。
- 6 広告主は、市町村税を滞納していない人及び団体とする。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第9条関係）

上越市市民課用広告入り封筒の無償提供者選定基準

審査項目		配点	
実現性	1	協定締結から納入までのスケジュールの実現性はどうか。	3
	2	広告主募集の方法は適切か。	3
	3	適正な広告主を募集できるノウハウはあるか。	3
	4	提供可能枚数に上限が設定されていないか。	3
	5	広告入り封筒の無償提供実績はあるか。	3
機能性	6	封筒の色及び紙質は中身が透けないか。	3
信頼性	7	問題発生時は速やかに対応できるか。	6
地域性	8	事業所の所在地は上越市内であるか。	3
その他	9	他者と比べて優位性があるか。 (事業概要、環境への配慮、独自のPRなど)	3
合計		30	

第1号様式（第7条関係）

上越市市民課用広告入り封筒無償提供申込書

年 月 日

（宛先）上越市長

上越市市民課が募集する広告入り封筒の無償提供について、募集要項を承諾の上、関係書類を添えて申込みます。

申込者	団体	本社所在地	〒
		事業所所在地	
		団体名	
		代表者氏名	
		担当者	
		連絡先	電話番号 FAX番号 メールアドレス
	個人	住所	〒
		氏名	
		連絡先	電話番号 FAX番号 メールアドレス
	市税の納税状況の調査承諾欄		
<p>広告入り封筒無償提供申込みに伴う資格審査のため、担当職員が市税の納税状況を確認することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">名称 氏名（代表者氏名） ㊟</p> <p>※ 承諾しない場合又は市外の事業所の場合は、市町村税の納税証明書を添付してください。</p>			

《事業提案内容》

協定から納入までのスケジュール	協定希望日 年 月 日 広告掲載事業者募集 年 月 日 デザイン・原稿作成 年 月 日 印刷 年 月 日 配送 年 月 日
広告の募集方法	
自社の広告掲載基準	
提供可能枚数の上限	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (角2 枚まで、長3 枚まで)
窓口配布用封筒及び業務用封筒の受託実績	・年度ごとの受託件数及び行政機関名 年度 件： 年度 件： 年度 件： ※おおむね過去3年間の行政機関からの受託実績を記入してください。 ※別紙による提出でも可
封筒の紙質	
封筒の色	
期間内に不足が生じた場合の追加対応	・対応方法 ・納入までの日数 おおむね 営業日
広告主、内容等に問題が発生し封筒の差替えの必要が生じた場合の対応	・対応方法 ・納入までの日数 おおむね 営業日
その他特記事項	・取得資格等PRがあれば自由に記入してください。

添付書類

- (1) 法人事業者の場合、商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（提出期限前3か月以内に発行されたもの）
- (2) 個人事業者の場合、本籍地のある市区町村が発行する身分証明書又は住民票の写し（提出期限前3か月以内に発行されたもの）
- (3) 応募事業者の事業所の所在地における市町村税の納税証明書（市税納税状況調査に承諾しない場合又は市外の事業所の場合のみ。直近事業年度で提出期限前3か月以内に発行されたもの） 原本1通
- (4) 無償提供する封筒の見本 各8枚

第 号
年 月 日

様

上越市長

上越市市民課用広告入り封筒無償提供について（通知）

年 月 日付で申込みのあった広告入り封筒の無償提供について、採納することとしたので、下記のとおり手続をお願いします。

記

1 内容の確認

別紙協定書の内容で協定を締結しますので、御確認ください。

内容に承諾いただける場合は、会社印及び代表者印を押印の上、担当まで提出してください。

2 広告主・広告内容承認申請書及び広告掲載申請書

協定締結後、上越市市民課用広告入り封筒広告主・広告内容承認（変更承認）申請書に広告掲載申請書を添付して提出してください。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長

上越市市民課用広告入り封筒無償提供について（通知）

年 月 日付で申込みのあった広告入り封筒の無償提供について、審査の結果、残念ながら採納に至りませんでしたので、お知らせします。

第4号様式（第10条関係）

協 定 書

上越市（以下「被提供者」という。）と（以下「提供者」という。）とは、上越市市民課用広告入り封筒の無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 提供者は、被提供者の業務における市民の利便性向上に役立つことを目的として、封筒に掲載する広告主を募集し、上越市市民課用広告入り封筒（以下「封筒」という。）を作成し、被提供者に無償提供するものとする。

（使用場所）

第2条 被提供者は、上越市役所市民課、南・北出張所及び各区総合事務所の業務において封筒を使用するものとする。

2 提供者は、責任を持って期日までに被提供者の上越市役所市民課、南・北出張所及び各総合事務所に封筒を直接持参し、又は送付しなければならない。

（広告内容等）

第3条 提供者は、掲載する広告の広告主及び広告内容について、上越市市民課用広告入り封筒無償提供取扱要綱及び上越市有料広告掲載に関する要綱に定める基準を遵守しなければならない。

2 提供者は、掲載する広告の内容について、事前に被提供者の承諾を得なければならない。

（広告主の募集等）

第4条 提供者は、広告主を募集するに当たり、被提供者が広告を募集しているかのような誤解を与えてはならない。

2 提供者は、広告主を募集するに当たり、上越市内に事業所等を有する事業者を優先しなければならない。

3 提供者は、広告主に被提供者が市税の納税状況を確認することについて承諾を得なければならない。ただし、広告主が承諾しない場合又は市外の事業所の場合は、提供者は、広告主の所在地の市町村が発行する市町村税の納税証明書を被提供者に提出しなければならない。

（封筒の作成及び使用）

第5条 提供者は、封筒の仕様及び部数について事前に被提供者と協議し、被提供者の承諾を得た後に作成しなければならない。

2 提供者は、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合、直ちに問題解決のために対

応しなければならない。提供者が集めた広告内容に関する一切の責任は、提供者又は広告主が負うものとし、被提供者は一切の責任を負わない。

3 被提供者が封筒を使用する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

4 使用期間中に封筒の仕様又は広告内容について変更が生じた場合は、事前に被提供者と提供者協議の上で対応するものとする。

(封筒使用の中止)

第6条 被提供者は、広告主の責めに帰する理由に基づき、封筒の仕様に不適当な事情が生じた場合は、封筒の使用の全部又は一部を中止することができる。

2 提供者は、提供した封筒又は掲載した広告に問題が生じたときは、速やかに全封筒を回収し、代替の封筒を提供しなければならない。この場合に要する経費は、提供者の負担とする。

3 第1項の規定により封筒の使用が中止され、広告主等に損害が生じても、被提供者は、一切その責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 提供者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により被提供者の承諾を得たときは、この限りではない。

(使用期間経過後の取扱い)

第8条 この協定の使用期間が経過した後、余剰の封筒があるときは、被提供者は、これを庁内用事務に限定して使用することができるものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協定解除)

第10条 協定期間内にこの協定を解除するときは、被提供者又は提供者が解除希望の3か月前までに相手方に書面で通知し、被提供者及び提供者の合意の上で解除することができる。

2 被提供者は、提供者が次のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この協定を解除することができる。

(1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 前項の規定により協定が解除されたときは、被提供者は、提供者の受ける損害に対し、その責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は被提供者と提供者協議の上、決定する。

上記協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(被提供者) 新潟県上越市
上越市長

(提供者)

第5号様式（第11条関係）

上越市市民課用広告入り封筒広告主・広告内容承認（変更承認）申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

代表者職・氏名

担当者氏名

電話番号

広告掲載封筒に掲載する広告主及び広告内容について承認（変更承認）を受けたいので、別紙のとおり申請します。

別紙

広告掲載申請書

上越市市民課用広告入り封筒への広告掲載を以下のとおり申込みます。

広告掲載希望者	事業所名			
	所在地			
	代表者	職・氏名		
		住所		
	担当者及び連絡先	担当者		
		連絡先		
	業種及び主な事業内容	業種		
		事業内容		
広告内容 (変更内容)				
誓約事項	・上越市の広告関連規定を順守します。 ・暴力団又は暴力団員の関係者ではありません。			
市税納税状況調査承諾欄				
広告掲載申請に伴う資格の審査のため、担当職員が市税の納税状況を確認することを承諾します。				
名称 氏名（代表者名） ㊟				
※ 承諾しない場合又は市外の事業所の場合は、市町村税の納税証明書を添付してください。				

※ 広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿をA4版で添付してください。

※ 広告掲載申請書は、事業所ごとに提出してください。

